

議案第 1 3 号

おいらせ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

おいらせ町道路占用料徴収条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 1 4 3 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 4 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号）の一部改正に伴い、道路占用料に係る所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

おいらせ町道路占用料徴収条例（平成18年おいらせ町条例第143号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	420
	第2種電柱		650
	第3種電柱		880
	第1種電話柱		380
	第2種電話柱		610
	第3種電話柱		830
	その他の柱類		38
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760
法第32条第1項第2号に	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル		23

掲げる物件	未満のもの					
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				34	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				45	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				68	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				91	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				160	
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの				230	
	外径が1.0メートル以上のもの				450	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	2	
			その他のもの			
			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	610
		その 他 の もの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	380	
			地下に設けるもの		230	
	その他のもの				760	

法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メー	760
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	トルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			480
	地下に設ける通路			290
	その他のもの			760
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メー トルにつき1日	10
	その他のもの		占用面積1平方メー トルにつき1箇月	96
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチで あるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メー トルにつき1箇月	96
		その他のもの		表示面積1平方メー トルにつき1年
	標識		1本につき1年	610
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10
		その他のもの	1本につき1箇月	96
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メー トルにつき1日	10
		その他のもの	その面積1平方メー トルにつき1箇月	96
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1箇月	960
		その他のもの		480

令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メー	760		
令第7条第3号に掲げる施設	トルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メー トルにつき1箇月	96		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		76		
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面に設けるもの	専用面積1平方メー トルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メー	Aに0.019を乗じて得た額	
	その他のもの	トルにつき1年	Aに0.013を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メー	Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの	トルにつき1年	Aに0.013を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メー トルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具	占用面積1平方メー トルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額		

令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額

備考

- 1 令とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）をいう。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の地方税法（昭和25年法律第226号）第380条の規定により当町に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、0.01平方メートル又は0.01メートルとして計算するものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。